

○ 経営体育成促進事業実施要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号 最終改正 <u>令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3701 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の実施要件 1～2 [略] 3 要綱第 3 の 5 の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）別紙 1 の第 2 の 6 の (1) から (6) までのいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>第 3 実施対象地区 1 要綱第 4 の (1) のアの農村振興局長が別に定めるものとは、競争力要領別紙 1 の第 3 の 1 に規定する経営体育成型、2 に規定する中山間地域型及び別紙 3 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。 2 要綱第 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙 2 の第 2 の 3 の (1) 及び 4 の (1) に規定する事業を行う場合をいう。 3 [略] 4 要綱第 4 の (1) のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2747 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山交付金要領」という。）別紙 1－1 運用 1 の第 2 の 1 に規定する経営体育成型、及び 2 に規定する耕作放棄地型、運用 4 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙 2 運用 2 の第 2 の 1 の (1) 及び 2 の (1) に規定する事業を行</p>	<p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3548 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の実施要件 1～2 [略] 3 要綱第 3 の 5 の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）別紙 1－2 の第 3 の 1 の (4) のアからカまでのいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>第 3 実施対象地区 1 要綱第 4 の (1) のアの農村振興局長が別に定めるものとは、競争力要領別紙 1－1 の第 3 の 1 に規定する経営体育成型、2 に規定する中山間地域型及び 3 に規定する中山間傾斜農地型並びに別紙 3 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。 2 要綱第 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙 2 の第 3 の 1 の (3) アに規定する畑地帯担い手育成型をいう。 3 [略] 4 要綱第 4 の (1) のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2747 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山交付金要領」という。）別紙 1－1 運用 1 の第 2 の 1 に規定する経営体育成型、及び 2 に規定する耕作放棄地型、運用 4 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙 2 運用 2 の第 2 の 1 に規定する畑地帯担い手育成型をい</p>

<p>う場合をいう。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第4～7 [略]</p>	<p>う。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第4～7 [略]</p>
---	--

附 則（令和3年3月31日付け2農振第3701号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。